

京都市職員共済組合規則第2号

京都市職員共済組合運営規則の一部変更について

京都市職員共済組合運営規則の一部を次のように変更する。

平成31年3月29日

京都市職員共済組合
理事長 岡田 憲和

京都市職員共済組合運営規則（昭和38年1月24日組合規則第1号）の一部を次のように変更する。

別紙様式第1号中の 「
昭和 年 月 日 及び
平成 年 月 日
」

「
平成 年 月 日 を 「
年 月 日
」 に改める。」

附 則

この変更は、平成31年4月1日から施行する。

(行財政局人事部厚生課)